

秋田県大仙市 地域おこし協力隊募集要項（令和8年7月任用）

1 募集内容

受入課	活動内容
観光文化スポーツ部 観光交流課 ※観光物産協会 勤務	■観光物産協会での観光振興に関する活動（1人）
	<ul style="list-style-type: none">・地域おこし協力隊（外からの）目線で魅力ある大仙市のスポットや体験、物産などの掘り起こしと、それら資源の磨き上げ・地域に飛び込み、地域観光の課題や受け入れ体制の構築などに対する伴走支援・地域資源をホームページやSNSなどを活用したプロモーション展開

※ミッションの詳細は別添「大仙市地域おこし協力隊募集ミッション」をご確認ください

2 応募条件

○次の（1）から（8）のすべての項目に該当する方

- （1）3大都市圏をはじめとする都市地域等に居住し、任用後、大仙市に住民票を異動できる（総務省の地域おこし協力隊の地域要件に合致する）方
- （2）地域の生活習慣を尊重し、意欲と熱意を持って、地域維持や活性化等の活動に地域住民とともに積極的に取り組むことができる方
- （3）誠実に職務を行うことができる方
- （4）普通自動車免許を保有もしくは任用の日まで取得できる方
- （5）パソコンの基本的操作（メールの送受信、word 及び excel の操作など）ができる方
- （6）SNSやホームページ等を活用した情報発信ができる方
- （7）地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方
- （8）任期終了後の定住に意欲的な方

○期待するスキルや経験等（必須ではありません）

- ・企画力がある
- ・グラフィックデザインができる
- ・動画制作ができる
- ・文章を書くことが得意である
- ・イベント企画・運営の経験がある

3 任用形態

(1) 任用

地方公務員法第22条の2の規定に基づき、会計年度任用職員（パートタイム）として、大仙市長が任用します。

(2) 服務

地方公務員法に定める次の服務規程が適用されます。また、条件付き採用や人事評価、懲戒処分、分限処分等の対象になります。

- ① 服務の宣誓、② 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、③ 信用失墜行為の禁止、④ 秘密を守る義務、⑤ 職務に専念する義務、⑥ 政治的行為の制限、⑦ 争議行為等の禁止

(3) 副業

会計年度任用職員（パートタイム）は、勤務時間外に副業が可能です。ただし、次を満たすこととし、事前に届出書の提出が必要です。

- ① 服務規程に反しないこと、② 本来の活動に支障が無いこと、③ 利害関係者等と不適切な関係にならないこと、④ 公序良俗に反しないこと

4 任用期間

令和8年7月1日から令和9年3月31日まで

※翌年度以降は勤務実績をふまえ、公募によらない再度の任用を行う場合があります。その際、任用期間は最長3年までとします。

※任用後1か月間は、条件付採用期間となります。これは試用期間に相当するもので、再度任用された場合も同じです。

※服務規程に違反した場合など、協力隊員としてふさわしくないと判断した場合は、任用期間中であってもその職を解くことがあります。

5 勤務形態

(1) シフト勤務制（1日7時間、週5日・35時間勤務）

勤務時間は10時00分から18時00分（7時間勤務、休憩1時間）を、勤務日は月曜日から金曜日を基本とし、活動内容により勤務時間及び勤務日の変動することがあります。

(2) 週休日及び休日

週休日及び休日は、土・日曜日、国民の祝日及び年末年始とします。土日祝日に勤務する場合は、原則としてその週または翌週に振替又は代休を取得することとします。

(3) 勤務地

勤務場所は一般社団法人大仙市観光物産協会事務局（秋田県大仙市大曲中通町 6-18-5）となります。研修やイベント参加等のため大仙市外で活動することもあります。

6 待遇・福利厚生

(1) 給与等

■時給1, 615円（予定）（週35時間勤務）

※月額227, 000円程度（勤務日数による）

■昇給：有

■期末・勤勉手当：有

（期末、勤勉併せて2. 325ヶ月×2回（夏・冬））※勤務実績により変動あり

■支払い：月末締め翌月21日払い

(2) 社会保険等

社会保険の加入：有（健康保険・厚生年金）※健康保険は秋田県市町村職員共済組合短期組合員

雇用保険の適用：有

非常勤職員等公務災害補償制度の加入：有

(3) 休暇等

有給休暇：年次・病気

無給休暇：介護 等

特別休暇：＜有給＞リフレッシュ・結婚・出生サポート・産前・産後・忌引
育児時間・家族看護 等

休業制度：育児休業（無給） 等

(4) 住居

家賃の1/2（100円未満切り捨て、上限28,000円）を補助します。

※共益費、敷金、礼金、仲介手数料等は対象外です。

(5) 活動用車両

大仙市観光物産協会が用意する車両を利用します。活動用のため、私的利用はできません。

※通勤・日常生活のため自家用車の準備を推奨します。

(6) 資格等の取得支援

地域おこし協力隊としての活動及び大仙市への定着のために必要な免許及び資格等の取得に係る経費の1/2（100円未満切り捨て、1年度当たりの上限10万円）を補助します。

7 活動等の経費

次の活動等経費については、予算の範囲内において、必要に応じ市が負担します。

(1) 隊員の研修等に要する旅費

(2) 研修受講に要する経費

(3) その他、活動に必要な経費は大仙市観光物産協会が負担します。

8 定住に係る支援

(1) 定住奨励金

地域おこし協力隊として3年の任期を満了し、その後も本市に定住するなど一定の要件を満たす方には定住奨励金100万円を支給します。

(2) 起業・事業承継支援補助金

活動開始から1年以上経過した協力隊、又は協力隊として1年以上活動した後に退任し、かつ退任した日から1年以内の方が、市内で起業・事業承継する際に要する経費の一部を補助（最大130万円）します。（退任後も引き続き市内に居住するなどの条件あり）

9 応募手続き

(1) 応募受付

令和8年4月15日（水）～ 令和8年5月15日（金）必着

(2) 提出書類（提出いただいた書類は返却いたしません）

次の書類を応募先まで郵送してください。

①応募用紙（様式1）（応募日前3ヶ月以内に撮影した顔写真を貼り付けてください。）

※応募用紙は、市ホームページからダウンロードできます。

URL：<https://www.city.daisen.> 決裁用：作成後差替

②レポート（任意様式）

応募する活動についての志望動機や意気込み、自身の経験やスキルをどのように活動に活かすのか、また、協力隊の任期終了後の展望について1,500字以内で作成してください。

③住民票の写し（募集開始日以降のもの。コピー不可。）

④【既に取得済の場合】普通自動車免許の写し（裏面に記載がある場合は裏面もコピーすること）

10 選考方法等

(1) 一次選考として書類審査（応募用紙、レポートによる書類審査）、二次選考として対面またはオンラインによる面接を行います。選考結果については、本人に通知します。また、一次選考合格者には、二次選考の方法について結果通知とともにお知らせします。

※一次選考後に、担当課職員から活動に関する説明や応募者からの質問等に回答する機会を設ける予定ですので、ご参加をお願いします。（オンラインでの実施）

(2) 二次選考は令和8年5月下旬を予定しています。市関係者による面接を行い、可否の判定を文書で通知します。（対面で二次選考を行う場合、会場までの交通費は応募者の負担とします）

11 その他

- ・活動に必要なパソコン等は市が用意したものを使用します。
- ・活動報告書を毎月提出していただきます。
- ・月1回、各自の活動状況や今後の予定を共有する定例会を行います。

12 応募、問い合わせ先

<観光物産協会での観光振興に関する活動>

〒014-8601 秋田県大仙市大曲花園町1番1号

大仙市役所観光文化スポーツ部観光交流課「地域おこし協力隊」担当

T E L : 0187-63-1111 (内線250)

E-mail : kankou@city.daisen.lg.jp

【待遇・地域おこし協力隊制度全般に関することについて】

大仙市役所企画部移住定住促進課「地域おこし協力隊」担当

T E L : 0187-63-1111 (内線226)

E-mail : iju@city.daisen.lg.jp



活動のイメージ①



活動のイメージ②